

介護職スキルアップ移住推進事業業務委託仕様書

1 目的

働きやすくやりがいのある職場環境（ふくふく認証）、先進の介護 DX、ノーリフティングケア（抱えない介護）など、本県の進んだ介護職場に就職し、スキルアップを目指す県外からの移住者を支援することで、介護人材の確保をより一層促進していく。

2 委託業務名

介護職スキルアップ移住推進事業業務委託

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 対象者

・本業務における対象者の考え方は下記表に示すとおりとする。

地域	主に東京、大阪、福岡等の都市圏
性別	問わない。
年代	主に20代～60代
興味関心	資格を有する就業をしたい、子育てを地方でしたい、田舎暮らしをしたい等の移住関心層

・本業務において、対象者に起こしてもらいたい行動変容は下記表に示すとおりとする。

行動変容	本事業による支援が、やりがいのある仕事への転職や資格取得による安定した生活への期待などが移住に対するインセンティブとなり、大分県への移住、介護職への就職を行う。
------	--

5 対象人数及び支援内容

職種	対象人数	支援内容
介護職	20名	・スキルアップアドバイザーによる支援 ・事前視察旅費の支給（2回）

6 委託内容

(1) 情報発信及び対象者の募集

本事業を幅広く告知し、5に定める対象者を募集すること。

①チラシの作成

当該事業を告知するチラシを作成しデータ納品すること。

② SNSやYouTube等を活用した情報発信

情報発信については、本支援制度を伝えるために最適とされるランディングページの作成または下記URLのサイトを利用すること

https://www.iju-oita.jp/promotion_2/#sec03

(広告期間)

- ・ 広告期間は令和8年2月末までとする。なお、募集定員に達した時点以降は、実施しない場合もある。

(広告手法)

- ・ SNSやYouTube等の手法により、ランディングページへの流入を図りながら、ターゲット層への情報発信を行い、受講者の確保を行うこと。なお、下記URLの動画を活用することも可とする。

<https://www.youtube.com/watch?v=l0sp98yZWXY&t=10s>

- ・ 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- ・ 広告配信は計画的に実施し、分析により適宜見直しを行うこと。なお、見直しにより配信スケジュール等を変更する場合は、あらかじめ県と協議により決定すること。
- ・ 広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、1月に1回以上県に報告すること。また、報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。
- ・ その他、広告の内容について、別紙「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に定める事項が発生する場合には従うこと。

(2) スキルアップアドバイザーの設置

対象者に、職種や資格取得方法についての情報提供及び就職・転職に向けたサポートをワンストップで行うため、下記のとおりアドバイザーを設置し、対応を行うこと。

①設置期間

履行期間に準じる。

②アドバイザーに求める資格・スキル

- ・ 対象職種の資格取得方法や職務内容について相談対応が行える知識・経験を有すること。
- ・ 対象者が各種給付金の申請を行う場合に的確なアドバイスが行えること。(行政書士等の資格保有者が望ましい。)

③業務内容

1) 相談対応

- ・ 対象職種の資格取得を希望する移住希望者への情報提供及び相談対応
※相談窓口となる電話番号、メールアドレスを用意すること。

2) 県外における広報活動及び相談対応

県が開催する移住相談会に参加し、移住希望者に対して本事業の情報提供及び相談対応を行うこと。（東京、大阪、福岡で年3回程度）

3) 視察旅費の支給

・5に定める者について、応募情報を管理し、支援対象者の条件に合致するか聞取りを行う面談を行うこと。面談後は、結果を県に報告し、県の決定を受けた対象者について、視察旅費の支給を行うこと。

・支給は銀行振込を原則とし、支払時期は県と協議のうえ設定すること。

・視察旅費の内容は下記のとおりとし、支払実績に応じて精算を行う。

ア) 施設見学及び来県等に要する旅費（一人あたり上限回数2回）

【1回あたり上限金額】

東日本 40,000円

西日本・沖縄 30,000円

九州 6,000円

4) 事前視察の調整及び同行

視察旅費支援対象者が、介護施設の事前見学を行う場合、対象施設と調整を行うこと。また見学の際に同行すること。

5) 就職・転職サポート

支援対象者について、県、市町村及び職業紹介関係機関と連携した就職・転職のサポートを行うこと。

6) アンケート

支援決定者に対し、支援内容等に関するアンケートを実施すること。

7 対象経費等

業務の対象となる経費区分は、以下のとおりとする。

(1) 情報発信及び対象者の募集に要する費用

(2) スキルアップアドバイザーの設置に要する費用

見積書には、下記の金額も計上すること。

視察旅費支援金 1,248千円

(3) 一般管理費（10%以内）

8 業務の報告

(1) 年度報告（事業終了後速やかに提出すること。）

・相談対応状況（応募者数、相談内容）

・支払い実績

・広告実施状況

・全対象者名簿を作成し、終了時点の就労・移住状況について報告すること。

・支援決定者アンケートとりまとめ

9 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 乙は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約以外に使用してはならない。
- (2) 乙は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 乙は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者（以下「甲」という。）の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 その他

- (1) 乙は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議のうえ、承認を得なければならない。
- (2) 乙は本仕様書に記載されていない事項については、甲の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 乙は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、甲と協議しなければならない。
- (5) 第三者が権利を持つ素材を利用する場合は、受託者が著作権物の承諾を得て行うものとし、県が著作権を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権の権利を侵害したときには、受託者は一切の責任を負うこと。
- (6) 受託者は、納品する成果物に使用する映像、イラスト、写真、資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任を全て負うこととする。第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

I 本業務に伴い開設するランディングページ等のウェブサイトに関する事項

1 Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- (1) 本業務に伴い開設するランディングページ等のウェブサイト（以下、「本業務関連ウェブサイト」という。）には、「本業務用 Google Analytics（Google Analytics 4 プロパティとする。）」、「Google Search Console」の導入を必須とする。
- (2) 「本業務用 Google Analytics」上で、本施策における目標・イベント設定等を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (3) Google Analytics 等、各種アカウントの作成時には、内容について大分県の承認を得ること。また、本業務において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を大分県に譲渡すること。
- (4) プライバシー保護への配慮の観点から、本業務関連ウェブサイトには、取得するユーザーデータ等に適したプライバシーポリシーを作成し、公開すること。

2 大分県 Google タグマネージャーによるタグ活用・コンテナ管理に関する業務

- (1) 本業務関連ウェブサイトには、各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、大分県が別途指定する「大分県 Google タグマネージャー」を活用し、本業務用のコンテナ内でその管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「大分県 Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を大分県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について大分県の承認を得ること。また、「大分県 Google タグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を大分県に譲渡すること。

II ウェブ広告の実施に関する事項

1 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 「本業務用 Google Analytics」で施策効果を取得するため、大分県が別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (2) 本業務に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に大分県が指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「大分県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。

- (3) 広告運用開始後一週間以内に、本業務において取得すべきデータが取得できていることを確認し、大分県へ報告すること。

2 Google 広告を利用する場合

- (1) 大分県公式の MCC (マイククライアントセンター) 及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、Google 広告アカウント及び「本業務用 Google Analytics」それぞれで、効果的と考えられるオーディエンスリストを設定し、大分県公式の MCC と共有すること。
- (3) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

3 SNS 広告を利用する場合 (Facebook、Instagram、Twitter、TikTok、LINE 等)

- (1) 大分県公式 SNS のビジネスマネージャーや大分県が別途指定する SNS ページに広告アカウントをリンクすること。または、SNS 広告の運用状況の確認が出来るよう、大分県に対してアナリストの権限を付与すること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、リマーケティングリストやオーディエンスリストの作成が可能である場合には、その設定を行い、大分県公式 SNS のビジネスマネージャーへの共有やアカウント引継ぎなど、事業終了後において大分県が活用可能な状態とすること。
- (3) 効果測定において、SNS プラットフォーム (Facebook、Instagram、Twitter 等) が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

4 動画制作・動画広告を実施する場合 (Youtube 等)

- (1) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google 広告を利用する場合は、YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (3) YouTube を利用する場合、YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (4) 無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

5 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体の規約、プライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したデータと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。